

シンボルマーク使用申請状況等について

1. 令和 6 年度申請許諾件数

1 件

2. 許諾の状況

使用期間	申請者名	使用内容
R2. 12. 21～R7. 12. 20	株式会社ヒキダシ	ガラス食器ブランド「Fire-king」のマグカップのパッケージに使用。
R3. 5. 17～R8. 5. 16	知床羅臼ヒグマクルーズ船協議会	協議会シンボルマークのデザインに使用。
R5. 2. 28～R10. 2. 27	有限会社丸は宝来水産 ゴジラ岩観光	「御船印めぐりプロジェクト」参画に伴う御船印のデザインに使用。
R5. 3. 1～R10. 2. 28	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	斜里町及び羅臼町に設置稼働する飲料自動販売機に掲示するポスターに使用。
R6. 3. 1～R11. 2. 28	株式会社徳丸商店	「本当に美味しい椎茸と昆布の佃煮（くにさき椎茸と羅臼昆布使用）」の商品ラベル等に使用。
R7. 2. 21～R12. 2. 20	株式会社知床グランドホテル	インバウンドに向けて知床の魅力やホテルのサービスを伝えるパンフレットに使用。

知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定（抜粋）

（申請者）

第2条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。

- （1）知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- （2）知床世界自然遺産の環境保全等を行っている企業、団体等
- （3）斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者
- （4）斜里町又は羅臼町以外に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、主原料が両町において生産された商品を販売する者
- （5）知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者
- （6）知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

（使用媒体）

第3条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。

- （1）非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- （2）農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- （3）ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- （4）商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

（使用期限）

第4条 シンボルマークの使用許諾期間は5年とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。